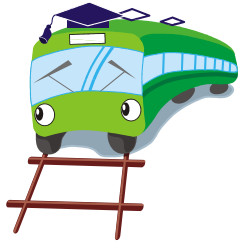


# 災害時帰宅困難者対策について

都市部では、通勤・通学・買物客などが多く、大地震などで交通機関がマヒした場合、帰宅することが困難となる方々が多く発生します。

このため、帰宅困難者に対し、「徒歩帰宅支援ステーション」において、情報の提供、トイレの利用、水道水の提供などの支援を行うものです。

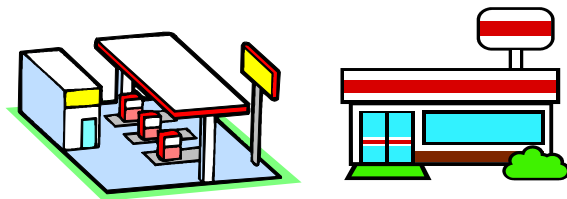


帰宅困難者とは概ね20km以上の経路を帰宅される方をいいます。



福岡市 10 万人  
北九州市 8 万人  
発生する可能性有り

参考情報  
帰宅困難者 10 か条  
事業所等の対策



各市町村の避難所においても給水、トイレの利用、一時休憩などができます。

## 徒歩帰宅支援ステーションの支援

災害情報の提供(ラジオ放送など)  
トイレの利用  
水道水の提供  
地図の掲出など



支援ステーション対応マニュアル

## 徒歩帰宅支援ステーション協力事業所(福岡県内)

### コンビニエンスショップ等

ミニストップ	デイリーヤマザキ
ココストア	ファミリーマート
セブンイレブン	ポプラ
ローソン	am / pm
吉野家	

### ガソリンスタンド

福岡県石油商業・協同組合加盟店  
福岡県危険物安全協会会員

ガソリンスタンド協定書  
コンビニエンスショップ等協定書

# 帰宅困難者 10 か条

- 1 慌てず騒がず、状況確認
- 2 携帯ラジオをポケットに
- 3 つくっておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 7 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚  
※ボイスメール＝災害時伝言ダイヤル
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備（合羽、携帯懐炉、タオルなど）
- 10 声を掛け合い、助け合おう

※ 事業所で勤務中に災害発生した場合や家族の安否が確認できた場合などは、地域の町内会等と協力して、地域住民の救助・救出活動、避難所等への避難誘導、応急手当などの防災活動に協力してください。

## **事業所や学校における帰宅困難者対策について**

「組織は組織で対応する」という組織対応原則に基づき、事業所、学校(以下、「事業所等」という。)は、従業員、生徒等の保護、情報の確保、食料等の備蓄、帰宅計画等を内容とする帰宅困難対策を推進して下さい。

- 1 事業者や学校では、災害時の非常食等、毛布等の備蓄、ラジオ、懐中電灯の準備など災害時における帰宅困難となる従業員や生徒の対策をあらかじめ検討しておく必要があります。
- 2 事業所等は、災害時に地域と一体となった救助・救出活動を行えるよう、常日頃から資機材等の準備が必要です。
- 3 家族の安否などが確認された方は、出来るだけ勤務場所や学校で地域と一体となった防災活動に参加していただくようお願いします。
- 4 家族の安否が確認できない従業員や生徒を帰宅させる場合、一時期に集中して帰宅者が発生することのないよう、順次帰宅するよう計画を作成しておいて下さい。

# 災害時帰宅支援ステーション対応マニュアル

## 1 日常からの準備事項

- (1) ラジオや懐中電灯などを準備しておく。（電池を電源とするもの）
- (2) 地図を店頭に掲出できるように準備しておく。  
（市役所などが配布している防災マップ、市販の地図、地域の詳細な地図）
- (3) 災害時に水道水が提供できるように、準備しておいて下さい。
- (4) 県や市町村が発信する携帯メール等を従業員に登録していただき、常に災害情報が届くようにしておく。
- (5) 非常時の連絡先や所在などをあらかじめ作成しておき、災害時に張り出せるように準備しておいて下さい。（駅、市役所、区役所、消防署、警察署、病院、周辺の避難場所の所在地や電話番号など）
- (6) 応急手当の講習会などに参加して、応急手当の方法を学んでおいて下さい。
- (7) 災害対策について学ぶため、防災講演会などに参加しましょう。

## 2 災害(地震)発生直後の初動対応について

- (1) 地震が発生した場合には、まず顧客と自身の安全を確保して下さい。
- (2) 揺れがおさまったならば、素早く火の始末をしましょう。
- (3) 出口などが開くかどうかを確認して下さい。
- (4) 店舗内や施設内で負傷者が発生した場合、応急手当を行って下さい。
- (5) 店舗内の被害状況、施設の被害状況などを確認して下さい。（夜間は懐中電灯が必要となります。）
- (6) 周辺の建物などの被害状況、救助活動の必要性などを確認して下さい。
- (7) ラジオやテレビをつけ、災害情報を収集して下さい。
- (8) 店舗の責任者等と連絡を行い、営業継続の可否等について指示を受けて下さい。
- (9) 店舗の責任者等と連絡が取れない場合などは、災害時伝言ダイヤルなどを活用しましょう。

## 3 災害（地震）発生後一定時間を経過して、支援ステーションとして営業継続が決まった際の対応について

- (1) 店頭にあらかじめ準備していた地図を掲出する。（現在地を必ず表示）
- (2) ラジオのスイッチを入れ、店内に災害情報が聞こえるように準備する。
- (3) 来訪者にわかるように非常時の連絡先などを掲出する。
- (4) トイレが使用できるかどうかを確認しておく。特に水道供給状況を確認する。（水道が止まっている場合は、ため水などを確認）
- (5) 水道水の供給が行われている場合は、店頭の水道が使用可能かどうかを確認しておく。
- (6) 帰宅困難者などが来店し、トイレの使用や水道水の提供依頼があれば、利用を承諾していただき、道案内などの依頼があれば、店頭に掲出した地図で案内を行う。
- (7) 周辺の避難所や官公庁の場所などを聞かれた場合は、防災マップなどで案内する。
- (8) 特に質問などが多い事項や重要な災害情報については、店頭に掲出し、案内を行って下さい。
- (9) 負傷者が来店した場合は、可能な範囲で応急処置を実施する。

## 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

### (目的)

第1条 福岡県（以下「甲」という。）と福岡県石油商業・協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人福岡県危険物安全協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### (協定の効力)

第2条 福岡県内の各市町村（以下、「市町村」という。）が、乙又は乙の組合員及び丙又は丙の会員と個別に協定を締結した場合、市町村と乙又は乙の組合員及び丙又は丙の会員が締結した協定を優先させるものとする。ただし、第4条に規定する支援内容と同等、若しくはそれ以上の支援を行う協定に限るものとする。

### (支援ステーションの設置)

第3条 甲は、乙及び丙に対して支援ステーションの設置を依頼するものとし、賛同する乙の組合員の給油所及び賛同する丙の会員の給油所に支援ステーションを設置する。

### (支援の内容)

第4条 甲は、乙及び丙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の組合員の給油所及び丙の会員の給油所において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
  - (2) 乙の組合員の給油所及び丙の会員の給油所において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前条に規定する給油所は、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。
- 3 甲、乙及び丙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

### (支援の実施)

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙及び丙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙及び丙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力給油所の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 支援ステーション・ステッカーの更新方法及び供給方法については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 8月 1日

甲 福岡県  
福岡県知事 麻 生 渡

乙 福岡県福岡市博多区下呉服町一丁目15番  
福岡県石油商業・協同組合  
理事長 出 光 芳 秀

丙 福岡県福岡市博多区下呉服町一丁目15番  
社団法人 福岡県危険物安全協会  
会長 喜 多 村 利 秀

## 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

### (目的)

第1条 福岡県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅者支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### (協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町村内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町村（以下、「市町村」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

### (支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町村は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

### (支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

### (支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

### (支援ステーション・ステッカー掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取り組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の更新方法及び供給方法については、甲乙が協議の上、年1回2月1日までに決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。なお、甲の指定する地方自治体が費用負担する場合は、甲が乙への窓口として取り纏め対応をするものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から1年間その効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 9月 1日

甲 福岡県  
福岡県知事 麻生 渡

乙 コンビニエンスストア等  
チェーン店 本部



# 支援ステーション対応チェック表

区 分	確認事項及びチェック
日常確認事項	<input type="checkbox"/> ラジオ(乾電池対応)はありますか？
	<input type="checkbox"/> 設置場所はどこか
	<input type="checkbox"/> 電源は入るか
	<input type="checkbox"/> 予備電池はあるか
	<input type="checkbox"/> 災害時に店頭に掲出する地図はありますか？
	<input type="checkbox"/> 市町村の防災マップ
	<input type="checkbox"/> 市販の2万5千分の1程度の地図
	<input type="checkbox"/> 町内の地図
	<input type="checkbox"/> 災害時に水道水を提供することは、可能ですか？
	<input type="checkbox"/> どの水道を利用させるか
	<input type="checkbox"/> 非常用連絡先一覧表はできてますか？
	<input type="checkbox"/> 店舗責任者、関係本部(支部)の連絡先、所在等
	<input type="checkbox"/> 駅、官公署、消防署、病院、避難所等の連絡先、所在等
	<input type="checkbox"/> ラジオ以外の災害情報の受信方法はありますか？
	<input type="checkbox"/> 災害情報等のメール登録
	<input type="checkbox"/> インターネットの接続パソコン等
	<input type="checkbox"/> 救急箱などは備えていますか。？
	<input type="checkbox"/> 応急手当講習の受講
	<input type="checkbox"/> 災害時の対応について学んでますか？
	<input type="checkbox"/> 防災講習会などへの参加
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
地震発生時の 確認事項	<input type="checkbox"/> 地震が発生した場合は、顧客と共にカウンターなどで身の安全を図る
	<input type="checkbox"/> 使用中の火気がないか確認し、全ての火気を速やかに始末
	<input type="checkbox"/> 避難経路となる出入り口ドア等の開閉可能を確認
	<input type="checkbox"/> 店舗内や施設内の負傷者等の確認、応急手当
	<input type="checkbox"/> 店舗内や施設等の被害状況の確認、危険物の漏洩がないか確認
	<input type="checkbox"/> 近隣の建物被害や救助活動の必要性を確認
	<input type="checkbox"/> ラジオやテレビをつけ、災害情報を収集
	<input type="checkbox"/> 店長などの責任者へ被害状況等の連絡、営業継続の確認
	<input type="checkbox"/> 災害時伝言ダイヤルなどで家族等と無事の確認
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	支援ステーション 設置時の確認 事項
<input type="checkbox"/> ラジオやテレビをつけ、店内に放送が聞こえるように	
<input type="checkbox"/> 非常時連絡先一覧表の掲出	
<input type="checkbox"/> トイレの使用可否の確認(断水注意)	
<input type="checkbox"/> 店頭水道の使用可否の確認	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
支援ステーション としての対応事項	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者からトイレ、水道の利用申出があれば、提供
	<input type="checkbox"/> 近隣の道を尋ねられた場合、店頭の地図で案内
	<input type="checkbox"/> ラジオ、テレビ、防災メールなどで情報収集
	<input type="checkbox"/> 近隣の道路情報や災害情報で重要なものは店頭に掲示
	<input type="checkbox"/> 関係本部(支部)からの情報収集
	<input type="checkbox"/> 負傷者などが来店した場合は応急処置などを実施
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	